

鳥取県告示第242号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年4月3日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社メディコー プとっとり	株式会社メディコー プとっとりデイサービス倉吉	倉吉市福庭町一丁目225	平成24年4月1日	介護予防通所 介護
社会福祉法人 みのり福祉会	倉吉スターロイヤル	倉吉市福守町433	〃	介護予防短期 入所生活介護